

規制改革推進会議「行政手続部会」 関係省庁ヒアリング  
会議説明資料

省庁名： 財務省

1. 「重点分野」、「削減目標」、「計画的な取組の推進」についての考え方（たたき台）  
に対する意見

## ○「削減目標」

- 生産性革命を実現するための改革は重要だが、国民の安全・安心に関わる手続や税務手続等、特段の事情がある個別分野の特性も踏まえる必要。

## ○「計画的な取組」

- 各省庁に共通の手続については、規制改革推進室において必要な調整をお願いしたい。
- 特に、「営業の許可・認可に係る手続」は、既にオンライン化が進んでいるものや申請件数が少ないものなど様々。まずは、ヒアリング等において負担感が大きいと回答があった業種・手続を中心に取組をスタートしてはどうか。

## 2. 個別分野について、特殊な事情がある場合の意見

## (1) 「国税」「従業員の納税に係る事務」両分野に共通する意見

事業者側にとって、税務手続がコストとなり得るため、納税者利便の向上や行政手続の簡素化に向けた不断の取組を行ってきており、納税実務に係る制度については、毎年度の税制改正要望を受け、適切に措置。（参考資料 3 頁）

財務省としては、「日本再興戦略 2016」で示された「事業者目線」の行政手続の簡素化、IT 化の重要性は十分に理解しており、税務分野についても、民間企業や地方税当局の協力を得つつ、簡素化・電子化に向け「事業者目線」で積極的に取り組むこととしている。

他方、数値目標を設定してコスト削減を行うという手法は、これまでも ICT 化を進めてきた我が国の税務手続には相応しくないことに加え、以下のような理由から、税務分野には馴染まないことから、仮に実施すれば適正・公平な課税という国民全体の利益を損なう恐れ。このため、電子化、簡素化の目標設定に当たっては、税務分野の特性を踏まえ、特段のご配慮をいただきたい。

（注）以下、「税務分野」「税務手続」等と表記する場合、行政手続部会資料における「国税」「従業員の納税に係る事務」の両方を指す。

①税務手続については、訴訟における立証責任が、課税当局側にあることから、他の行政手続よりも詳細な書面等を求めざるを得ないため、行政コストの削減目標の設定に当たり、一般的な「規制」「行政手続」と同様に扱うのは不適當。

- 納税は、憲法上定められた国民の義務であり、租税制度は、その納税義務履行のために必要な負担すべき税負担水準とそれを適正・公平に実現するための税務手続（申告納税制度）を規定。

また、税務手続については、

- 主に申告納税制度の下、反復して大量に行われるものであること、
- 限られた人員をもって、適正に執行し、公平な課税を実現しなければならないものであること、

等を勘案の上、その手続全体としていかにあるべきかとの観点から、国税通則法等において、別途、所要の手続を規定。

このため、税務手続は、基本的に行政手続法の適用除外とされており、経済活動の自由を前提に「最小限」が望ましいとされ、標準処理期間等の定めのある、一般的な「規制」「行政手続」とは法的位置づけが異なる。（参考資料 4 頁）

- 特に、税務手続の場合には、

- 納税者（個人・法人）の申告内容が、適用される控除や税制上の優遇措置によって区々で、それに応じ、納税額も千差万別となること、
- 税務当局は、申告された税額等に誤りがあり、修正申告も行われぬ場合、職権により税額等を決定するとされていること（更正・決定）、
- 我が国では、税務訴訟における立証責任が、通常、課税当局側にあるとされていること（諸外国では、申告納税方式を採用する場合、納税者側にあることが多い）から、かかる判断を正確に行う前提として、その他の行政手続よりもより詳細な書面を徴求せざるを得ない。（参考資料 5 頁）

**②近年の制度改正を踏まえると、税務手続について、数値目標を設定し、無理な削減を行った場合、税の命とも言われる「公平性」・「透明性」が損なわれ、国民・納税者から却って批判を招くのではないか。**

- 消費税の逆進性緩和を図りつつ、日々の生活の中での痛税感の緩和の観点から、軽減税率制度を実施するとともに、複数税率の下において適正な課税を確保する観点から、インボイス制度を導入する予定。事業者の事務負担には十分配慮することとしているが、現状から見れば事業者にとってコスト増要因。（参考資料 6 頁）

- アベノミクス推進のため、毎年度、研究開発税制や所得拡大促進税制といった租税特別措置の改正が行われる中、メリハリを効かせて政策目的を実現するために一定の要件が設けられる場合も多く、結果として税負担が軽減される適用企業についても、手続コスト（徴求資料や手続）はやむを得ず増大。（参考資料 7 頁）

- 近年、我が国が議論を率先してリードしてきた BEPS に代表されるように、国際的枠組みの下、租税回避防止の観点から適正化のためのチェックの要請が高まって

いるほか、過剰規制回避のための配慮の仕組み等も導入されており、徴求資料や手続が煩瑣にならざるを得ない状況。(参考資料 8 頁)

- 国会においても、企業の租税特別措置の利用実態について透明化を図るべきとの議論も強く、近年、租特透明化法が制定され、それに伴い、徴求資料や手続は増加。(参考資料 9 頁)
- 会計検査院等により、税制上の控除や優遇措置について適用要件を満たしているか確認ができないまま適用された不適切な事例が把握されたことを受け、徴求資料等を見直し、手続コストが増大した例もある。(参考資料 10 頁：日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付義務化)
- こうした調書等の充実も進められる中、税務関係書類や手続を徒に削減・簡素化すれば、チェックが易きに流れ、課税脱漏が生ずることとなり、税の公平性・透明性が損なわれる恐れ。逆に、公平性を担保するには、課税当局の実地調査等による確認が必要となり、却って事業者の負担が増す恐れ。

**③税務手続については、法人を中心に、税理士等に外部委託している場合が大宗であり、「国に対して手続を行う場合に事業者が負う標準的なコスト」を測定し、その削減に係る数値目標を設定することは困難。**

- 納税者（個人・法人）の申告内容（税法の適用）は、適用される控除や税制上の優遇措置によって千差万別であることに加え、その手続に係る事務を税理士等に外部委託している場合が大宗。このため、国と事業者の間の標準的なコストとして測定すること自体が困難。仮に測定する場合、税理士等に依頼することになるが、サービス内容によって大きなブレを生じ得る。
- 法人税申告書は、会社法等に沿って作成された決算に基づき作成する仕組み。税務と企業会計は一体的に行われており、コストの明確な切分けが困難。
- 一般的な規制とは異なり、税制は毎年改正が行われるため、税務手続のコストも毎年大きく変動する。そのため、税務手続については、削減目標をあらかじめ設定して、その達成を目指す取組みには馴染まない。

(注) 欧州各国では、税務手続のうち、インボイス発行事務等「付加価値税」に係る事務コストが大きいとされている。日本は、平成 31 年 10 月に消費税の軽減税率制度を実施し、平成 35 年 10 月にインボイス制度を導入予定（インボイスを交付できる課税事業者の登録申請手続は平成 33 年 10 月開始予定）。(再掲)

財務省・国税庁としては、これまでの納税者利便の向上や税務手続の電子化・簡素化に向けた取組では不十分な点について、具体的かつ建設的な御指摘を頂ければ、聖域なくかつ迅速に検討し、可能な限り実現を図ることとしたい。

そうした具体的取組を進めつつ、今後、納税者利便の向上や税務手続の電子化・簡素化を図る上では、上述の税務手続の特殊性等を踏まえ、民間企業や地方税当局の協力を得て、他の行政手続とは異なる以下のような事項を目安として、取り組んでいくこととしたい。(参考資料 11 頁)

- ① (主に法人の) e-Tax 利用率 (法人全体 : 75.4%、うち大法人等 : 52.1% (平成 27 年度)) に係る数値目標の設定
- ② e-Tax 及び eLTAX の使い勝手の大幅改善
- ③ 国税・地方税の情報連携 (提出のワンストップ化) の進展

## (2) 「従業員の納税に係る事務」に関する追加意見

従業員の納税に係る事務 (源泉徴収・年末調整) については、ICT 等の活用による効率化の余地があり、今後、政府税制調査会で、効率化に向けた取組を進める予定。

申告納税制度の下、申告は納税者 (被用者) の義務であり、従業員の納税に係る事務 (源泉徴収・年末調整) は、雇用者がそれを「肩代わり」するもの。かかる事務負担を大幅に削減又は廃止する場合には、国民的な選択が必要。

- 税法上、給与の支払者は、支払総額から所定の所得税額を差し引いて国に納付する義務を負っている (源泉徴収義務)。しかしながら、毎月の給与支払時に源泉徴収を行っても、計算に用いる税額表が源泉徴収義務者における計算作業に配慮して簡略化されている等の理由により、毎月の源泉徴収税額の合計額と年税額は一致しない。このため、年末に源泉徴収税額の過不足を精算 (調整) することとされている (年末調整)。(参考資料 13 頁)
- 金融所得課税について総合課税 (給与所得と合算の上、税率を適用) を採用している国 (米・仏・加) では、最終的には確定申告が必要となるため、通常、年末調整制度は採用されていない。金融所得課税について分離課税を採用している国 (日・独・韓) では、課税の基礎となる給与情報等を直接保有し、被用者と密接かつ継続的に関わりのある雇用者において源泉徴収税額の過不足を調整することが効率的と考えられることから、源泉徴収・年末調整制度が採用されている場合が多い。
- 仮に、従業員の納税に係る事務 (源泉徴収・年末調整) について、数値目標に沿って大幅に削減する又は廃止した場合には、納税者 (被用者)・源泉徴収義務者 (雇用者)・課税当局の各々において、以下のような問題が生じる恐れ。
  - 納税者 (被用者)  
現在、被用者の多くが年末調整により申告不要となっている (生命保険料控除適

用者：約3,100万人、住宅ローン控除適用者：約320万人（出典：平成27年分民間給与実態統計調査）。

年末調整事務を大幅に削減又は廃止した場合、申告不要であった被用者の多くが新たに確定申告を行う必要。仮に年末調整制度を廃止した場合、約3,500万人が新たに確定申告を行うものと見込まれる（申告件数：年2,200万件→年約5,700万件）。

申告納税制度の下、仮に年末調整を簡素化又は廃止する場合、諸外国同様、課税漏れ等を防ぐ観点から、多めに源泉徴収を行った上（手取りは減少）、納税者が還付申告を行う制度とする必要が生じるが、こうした負担が納税者に受け容れられるか。

我が国の納税者の確定申告への負担感が強い中、年末調整事務を大幅に削減又は廃止した場合には、被用者の負担が莫大になり、社会的混乱を招くだけでなく、「企業から個人への事務負担の押しつけ」といった反応も生じ得るのではないか。

（注）我が国は、諸外国に比して、納税者の確定申告に係る負担への配慮の要請が強く、株式の譲渡所得等について、特定口座の活用により確定申告を不要とする制度が確立されている。また、寄付金控除の適用についても、新たに年末調整の対象とすることにより確定申告を不要とする制度を導入すべきとの声もある。

- 源泉徴収義務者（雇用者）

雇用者においては、年末調整に係る事務処理が電子で完結していないこと等から、様々な証明書の収集や年税額の確認等の事務について負担感が強い。

他方、仮に年末調整を廃止した上で、納税者の負担軽減のため記入済申告書を課税当局が提供する場合、確定申告期に間に合うよう、課税当局が納税者に記入済申告書を提供するには、事業者（又は納税者本人）から課税当局への追加的な情報の提出（扶養の変更等）、事業者からの調書の提出期限前倒し・電子提出の義務化が必要となり、却って事業者の負担が増す恐れ。新たなシステム投資に係る負担も発生。

- 課税当局

課税当局においては、職員の定員が減少傾向にある中、申告件数の増加による業務量の増加（申告相談、税額確認等）等に伴い、税務調査を行う割合（実調率）が大幅に低下（個人：1.1%、法人：3.2%）。

こうした中、年末調整事務を大幅削減・廃止した場合、申告件数の大幅な増加が見込まれるため、それに応じた人員増強、申告会場増設等の追加予算が必要。

こうした体制整備ができない場合、税務署では一般納税者の申告相談を受け付けない等、行政サービスの大幅な低下が避けられない。

上記を踏まえ、財務省・国税庁としては、「従業員の納税に係る事務」については、数値目標等に沿って雇用者の事務負担のみを軽減するのではなく、ICT等の一層の活用により、雇用者の事務負担の軽減も図りつつ、多くの納税者の利便性も向上させ、被用者（納税者）、雇用者（源泉徴収義務者）、課税当局全体の社会的コストがネットで削減されるように、現行制度を見直すことが必要。（参考資料14頁）

（以上）